

## 令和3年度「栃木県実業団剣道大会」申し合わせ事項

新型コロナウイルス感染症が終息するまでの暫定的な期間、試合および審判については、主催大会実施にあたっての感染拡大予防ガイドライン（令和2年8月27日）」（以下「大会ガイドライン」という）を遵守する。特に、鏝競り合い及び意図的な「時間空費」や「防御姿勢による接近する行為」の解消を図るよう心掛けること。

### 1. 試合会場への入場について

- (1) 大会関係者（役員・来賓・審判員・監督及び選手）は、入口（受付）にて「栃木県実業団剣道連盟感染防止対策チェックリスト」を提出する。
- (2) 施設側の利用制限措置（入場人数制限、冷水機、シャワールーム等の利用制限等）に従う。
- (3) 以下に該当する者は試合会場に入場することはできない。
  - ① 発熱（37.5度以上）のある者。
  - ② 咳、咽頭痛等風邪の様な症状がある者、その他体調がよくない者。
  - ③ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる者。

### 2. 試合者の心得について

- (1) 気品のある態度で試合をすること。
- (2) 服装・竹刀・剣道具は、その安全性と公平性が保たれていること。
- (3) 服装は、紺（黒）又は白の剣道着・袴とすること。
- (4) 団体試合については、原則として、企業名の表記された名札を使用すること。ただし、個人試合における一般参加の選手については、この限りでない。

### 3. 大会運営について

- (1) 試合は、全日本剣道連盟剣道試合・審判規則及び細則並びに令和3年度「栃木県実業団剣道大会」申し合わせ事項に準じて行う。
- (2) 試合は、二刀の使用を認める。
- (3) 竹刀検量を行わない。ただし、規格外等の竹刀（竹刀の基準は大学生・一般の長さ、重さ、太さとする）が発覚した場合はその選手は失格とする。
- (4) マスク着用について  
試合者及び審判員は試合中マスクを着用する。なお、試合者は、面シールドの装着と面マスク着用の際は鼻も覆うこと。ただし、試合中に鼻が出てしまった場合は、審判員が「止め」をかけて直させる。  
また、試合会場に入場する者は、開会式、閉会式、待機中等においても常時マスクを着用する。
- (5) 試合時間について
  - ① 個人試合は、準々決勝戦まで試合時間3分3本勝負とし時間内に勝敗が決しない場

合は延長戦 2 分 1 回を行い判定とする。準決勝戦以上は、試合時間 4 分 3 本勝負とし、時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行う。

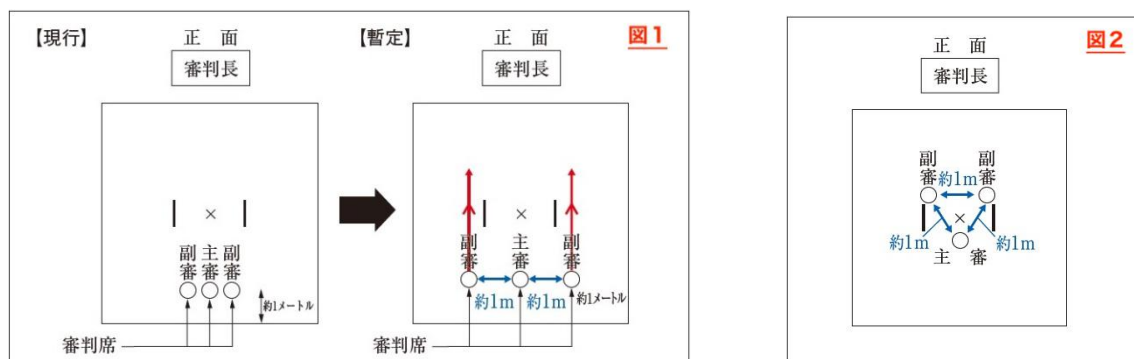
ア 試合時間 4 分 → 延長 2 分 → 延長 2 分 → 小休止 (1 分程度)  
→イ 延長 2 分 → 延長 2 分 → 面を外して休息 (3 分程度：水分補給可)  
→ 上記アとイを試合の続く限り繰り返す。休息時は、選手は一旦退場し後方に下がって給水等を行う。(審判員も一旦退場する) その際、監督が選手にアドバイスを行ってはならない。なお、時間は試合場係が計測し合図する。

- ② 団体試合は、トーナメント戦とし準々決勝戦までは試合時間 3 分 3 本勝負とし、時間内に勝敗の決しない場合は引き分けとする。勝負が決しない場合は任意の代表者による代表者戦を 3 分 1 本勝負とし、時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行う。準決勝戦以上は試合時間 4 分 3 本勝負とし勝敗が決しない場合は引き分けとする。勝負が決しない場合は任意の代表者による代表者戦を 4 分 1 本勝負で行う。時間内に勝敗が決しない場合は延長戦を行う。

なお、延長戦については、個人試合の運営に準ずる。

#### (6) 審判員について

- ① 原則各自で審判旗を準備する。ただし、実業団の審判旗を使用する場合は、大会終了時まで同審判旗を使用し、最後に常備してある消毒液にて消毒をする。
- ② 審判員の密接を防ぐために、審判員の試合場への入場の際は 1 m 以上の間隔を空けて行う。図 1 の左図【現行】では主審と副審の袖と袖が触れるか触れないかの距離であったが、右図【暫定】のように主審と副審の袖と袖の間隔を 1 m 以上空ける。主審は中心の位置に、副審は開始線よりやや外側に立ち、定位置まで開始線の外側を通り直進する。



#### (7) 合議は図 2 のように 1 m 以上の間隔を空けて行う。

- ① 試合終了後に当該試合の反省を行う場合は 1 m 以上の間隔を空ける。

### 4. 鏢競り合いについて

#### (1) 鏢競り合いの「分かれ」について

- ① 試合者は、大会ガイドラインに従い鏢競り合いを避ける。やむを得ず鏢競り合いとなった場合は、すぐに分かれるか引き技を出し掛け声は出さない。(引き技時の発

声は認める)。双方同じ気位で互いの鎧を削るようにして分かれる。

② 審判員は、大会ガイドラインに従い鏢競り合いを解消しない場合は、ただちに「分かれ」を宣告する。なお、審判員は選手の先取りをして移動し、主審の裁量で「分かれ」を宣告し、剣先が完全に触れない位置まで分かれさせる。

③ 「分かれ」を宣告する秒数は設けないが、打突動作から「鏢競り合い」になり、別れない場合は、直ちに「分かれ」を宣告する。

## (2) 鏢競り合いの「反則」について

① 大会ガイドラインに従い意図的な「時間空費」・「防御姿勢（勝負の回避）による相手に接近するような行為」・「打突の意思がなく故意に鏢競り合いの状態に移行した行為」は、試合審判規則第1条に則り主審の裁量で（合議）の上反則とする。

② 主審は、下記の場合、不当な鏢競り合いと判断し合議を行う。

イ. 潔く間合を切っていない行為。相互の呼吸を合わせて分かれていない行為。

ロ. 剣先が触れない位置まで右足前の中段の構えになっていない行為。

ハ. 間合いが切れる前に攻めて出る行為、打突する行為、巻く行為、弾く行為、下げるまたは開く行為、上段を取る行為。

ニ. 剣先が離れる寸前で下がろうとしない行為。

ホ. 自分の引く距離を少なくして相手に大きく引かせる行為。

ヘ. 間合を切って鏢迫り合いを解消した直後、すぐに近間に入る、鏢迫り合いに持ち込む行為。

ト. 分かれようと思わせかけて（頭を下げながら引く等）引き技を出した行為。

③ 技を出すための崩しによって「正しい鏢競り合いの形」が瞬間的に変形することはあり得る。ただし、その行為を繰り返すだけで技を出さない場合は反則対象とする。

④ 瞬間的に裏交差はあり得るが、直後に表鎧側での交差に直すか引き技を出さなければ反則対象とする。

## 5. その他

(1) 試合会場に入場できる者は役員・来賓・審判員・監督及び選手のみとする。

(2) 開会式前の練習については、新型コロナウイルス感染拡大を避けるため3密（密閉密集・密接）回避として下記のとおり行う。

① 原則として、個人試合・団体試合共に指示された企業毎に順次行う。

② 個人試合の一般参加者については、その都度連絡をする。

(3) 試合後の稽古会は、新型コロナウイルス感染症が終息するまで行わない。

(4) 会場内では、できるだけ私語を慎み、応援は拍手のみとする。

なお、観覧席では人と人との距離を最低1m(または1席)以上空ける。

(5) 全日本剣道連盟「新型コロナウイルス感染症が収束するまでの暫定的な試合審判法」の解説動画を参考にすること。<https://www.youtube.com/watch?v=MK1IM1kXkz8>

以上